平成29年第6回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成29年6月20日

開会

- 日程第1 平成29年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第3号 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を 改正する告示について
- 日程第4 議案第30号 平成30年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について
- 日程第5 議案第31号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について
- 日程第6 議案第32号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第7 意見聴取 財産(中学校等教育用ICT機器)の取得について
- 日程第8 教育長の報告
- 日程第9 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成29年7月21日(金)午後2時00分から

閉会

報告第3号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示に ついて

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、瑞穂市教育委員会へ報告する。

平成29年6月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

補助限度額を、平成29年度の国の基準に基づき市告示の改正を行うもの。

瑞穂市告示第●●号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月●日

瑞穂市長棚橋敏明

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第14 5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

| F 0 | 補助限度額(年額) | | | |
|-------------|-----------|---------|---------|--|
| 区分 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 | |
| 生活保護法の規定による | 円 | 円 | 円 | |
| 保護を受けている世帯 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | |
| 当該年度に納付すべき市 | | | | |
| 区町村民税が非課税の世 | | | | |
| 帯及び当該年度に納付す | 272,000 | 308,000 | 308,000 | |
| べき市区町村民税の所得 | | | | |
| 割が非課税の世帯 | | | | |
| 当該年度に納付すべき市 | | | | |
| 区町村民税が非課税の世 | | | | |
| 帯及び当該年度に納付す | 208 000 | 308,000 | 208 000 | |
| べき市区町村民税の所得 | 308,000 | | 308,000 | |
| 割が非課税の世帯(ひと | | | | |
| り親世帯等) | | | | |
| 当該年度に納付すべき市 | | | | |
| 区町村民税の所得割課税 | 120 200 | 223,000 | 208 000 | |
| 額が77、100円以下 | 139, 200 | | | |
| の世帯 | | | | |
| 当該年度に納付すべき市 | | | | |
| 区町村民税の所得割課税 | | | | |
| 額が77、100円以下 | 272,000 | 308,000 | 308,000 | |
| の世帯(ひとり親世帯 | | | | |
| 等) | | | | |
| 当該年度に納付すべき市 | | | | |
| 区町村民税の所得割課税 | 62,200 | 185,000 | 308,000 | |
| 額が211、200円以 | 02,200 | 100,000 | | |
| 下の世帯 | | | | |
| 上記区分以外の世帯 | _ | 154,000 | 308,000 | |

備考

- (1) この表の納付すべき市区町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - ア 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の7及び第31 4条の8に規定する控除
 - イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除
- (2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に 該当する世帯をいう。
 - ア 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する要保護者 (以下「要保護者」という。)
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
 - ウ 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る。)
 - エ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の 規定により療育手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る。)
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け た者(在宅の者に限る。)
 - カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
 - キ 国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害 基礎年金の受給者その他適当な者 (在宅の者に限る。)
 - ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (3)世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- (4)途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)

- (5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- (6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

- (7) (6) の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101 円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)において、生計を一にする補助限 度額基準者(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護 者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護さ れていた者を除く。)をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の補助限 度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定め る金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。
- (8) (6) 及び(7) の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

附則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第145号)新旧対照表

| | 改正後(案 |) | | 現行 | | | |
|------------|---------|----------|---------|------------|---------|-----------------|---------|
| 別表(第3条関係) | | | | 別表(第3条関係) | | | |
| 区分 | 補具 | 力限度額(年額) | | 区分 | 補助 | 力限度額(年額) | |
| | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
| 生活保護法の規定によ | 円 | 円 | 円 | 生活保護法の規定によ | 円 | 円 | 円 |
| る保護を受けている世 | 308,000 | 308,000 | 308,000 | る保護を受けている世 | 308,000 | 308,000 | 308,000 |
| 帯 | | | | 帯 | | | |
| 当該年度に納付すべき | 272,000 | 308,000 | 308,000 | 当該年度に納付すべき | 272,000 | 290,000 | 308,000 |
| 市区町村民税が非課税 | | | | 市区町村民税が非課税 | | | |
| の世帯及び当該年度に | | | | の世帯及び当該年度に | | | |
| 納付すべき市区町村民 | | | | 納付すべき市区町村民 | | | |
| 税の所得割が非課税の | | | | 税の所得割が非課税の | | | |
| 世帯 | | | | 世帯 | | | |
| 当該年度に納付すべき | 308,000 | 308,000 | 308,000 | 当該年度に納付すべき | 308,000 | 308,000 | 308,000 |
| 市区町村民税が非課税 | | | | 市区町村民税が非課税 | | | |
| の世帯及び当該年度に | | | | の世帯及び当該年度に | | | |
| 納付すべき市区町村民 | | | | 納付すべき市区町村民 | | | |
| 税の所得割が非課税の | | | | 税の所得割が非課税の | | | |
| 世帯(ひとり親世帯 | | | | 世帯(ひとり親世帯 | | | |
| 等) | | | | 等) | | | |
| 当該年度に納付すべき | 139,200 | 223,000 | 308,000 | 当該年度に納付すべき | 115,200 | 211,000 | 308,000 |

| Ì | 市区町村民税の所得割 | | | |
|---|-----------------|----------------|---------|---------|
| | | | | |
| | 課税額が77,100円以下 | | | |
| | の世帯 | | | |
| | 当該年度に納付すべき | <u>272,000</u> | 308,000 | 308,000 |
| | 市区町村民税の所得割 | | | |
| | 課税額が77,100円以下 | | | |
| | の世帯(ひとり親世帯 | | | |
| | 等) | | | |
| | 当該年度に納付すべき | 62,200 | 185,000 | 308,000 |
| | 市区町村民税の所得割 | | | |
| | 課税額が211,200円以 | | | |
| | 下の世帯 | | | |
| | 上記区分以外の世帯 | _ | 154,000 | 308,000 |

備考

- (1) この表の納付すべき市区町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - ア 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の7及び第314条の 8に規定する控除
 - イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除
- (2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。
 - ア 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する要 保護者 (以下「要保護者」という。)

| 市区町村民税の所得割 | | | |
|---------------|---------|---------|---------|
| 課税額が77,100円以下 | | | |
| の世帯 | | | |
| 当該年度に納付すべき | 217,000 | 308,000 | 308,000 |
| 市区町村民税の所得割 | | | |
| 課税額が77,100円以下 | | | |
| の世帯(ひとり親世帯 | | | |
| 等) | | | |
| 当該年度に納付すべき | 62,200 | 185,000 | 308,000 |
| 市区町村民税の所得割 | | | |
| 課税額が211,200円以 | | | |
| 下の世帯 | | | |
| 上記区分以外の世帯 | | 154,000 | 308,000 |

備考

- (1) この表の納付すべき市区町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - ア 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の7及び第314条の 8に規定する控除
 - イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除
- (2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。
- ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) によ る配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- エ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) の 規定により療育手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る。)
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第1 23号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けた者(在宅の者に限る。)
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限 る。)
- キ 国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害 基礎年金の受給者その他適当な者 (在宅の者に限る。)
- ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- (4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている 場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
 - 補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を 四捨五入)
- (5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- エ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) の 規定により療育手帳の交付を受けた者 (在宅の者に限る。)
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第1 23号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けた者(在宅の者に限る。)
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限 る。)
- キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害 基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- (4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている 場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
 - 補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を 四捨五入)
- (5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

- (7) (6) の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)において、生計を一にする補助限度額基準者(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。)をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。
- (8) (6)及び(7) の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課

- (6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。
- (7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が97,000 円未満の世帯において、保護者が現に扶養している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。)が3人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。
- (8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)において、生計を一にする補助限度額基準者(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。)をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。
- (9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課

税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

議案第30号

平成30年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

平成30年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)を別紙のとおり定めることについて瑞穂市立幼稚園管理規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号)第3条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年6月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明

提案理由

瑞穂市立幼稚園管理規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号)第3 条の規定により、募集要項を定め瑞穂市教育委員会告示をするため。 平成30年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)

1 募集園児数 5歳児 18名(定員105名-今年度年中在園児数)

4歳児 17名 (定員 99名 - 今年度年少在園児数)

3歳児 88名

2 資格 5歳児 市内に在住する平成24年4月2日から平成25年 4月1日生まれの幼児

> 4歳児 市内に在住する平成25年4月2日から平成26年 4月1日生まれの幼児

> 3 歳児 市内に在住する平成 2 6 年 4 月 2 日から平成 2 7 年 4 月 1 日生まれの幼児

3 就園期間 5歳児 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで の1年間

> 4歳児 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで の2年間

> 3歳児 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで の3年間

4 説明会日時 平成29年7月28日(金)午前9時20分から

5 説明会会場 ほづみ幼稚園

6 受付期間 平成29年7月28日(金)から平成29年8月4日(金) まで

7 抽選会 各年次毎の募集園児数を超えた場合、平成29年8月24日 (木)午前9時00分から抽選会を実施する。(前記1の募集 園児数を超えた場合は、後日、該当年次児の保護者の方全員 に文書にて発送させていただきます。)

8 保育料等 保育料 ※別紙のとおり

給食費 月額 3,710円

交通安全協力費 月額 560円

幼稚園保育料徴収額表

| 入所児童の属する世帯の階層区分 | 世帯区分 | 保育料 (月額) | 多子軽減 対象者 |
|---|-------------------------------|-------------|-------------|
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | | 0 | |
| 当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。)の市町村民 | がいる世帯等 | 0 | ※年齢上限 |
| 税非課税世帯、又は市町村民税均等害額のみが課税されている世帯 | 」 一般世帯 | 1,200 | |
| | ひとり親世帯、 在宅障害児(者) がいる世帯等 | 1,200 | |
| 得割額77,100円以下の世帯 | 一般世帯 | 6,600 | |
| 当該年度分の市町村民税課税世帯所 得割額77,101円以上96,999円以下 | 全世帯 | 9,500 | 満18歳まで |
| 当該年度分の市町村民税課税世帯所 得割額97,000円以上211,200円以下 | 全世帯 | 9,500 | 小学校3年生 |
| 当該年度分の市町村民税課税世帯 所得割 211,201 円以上 | 全世帯 | 12,500 | まで |
| | • | • | |

議案第31号

瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年6月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市給食センター条例(平成19年瑞穂市条例第14号)第8条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

瑞穂市給食センター運営委員

| | 氏 名 | 住所 | 任期 | 備考(該当条項) |
|----|------------------------------------|--------------|------------------|--------------------------|
| 1 | 穂積中学校長 福地 淳宏 | 穂積中学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第2号 瑞穂市立小中学校長を代表する者 |
| 2 | 生津小学校長 村田 明治 | 生津小学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第2号 瑞穂市立小中学校長を代表する者 |
| 3 | ほづみ幼稚園長 三田村 康宏 | ほづみ幼稚園 | H29.4.1~H30.3.31 | 第3号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長 |
| 4 | 瑞穂市PTA連合会長 巣南中学校PTA会長 林 孝美 | 瑞穂市十八条730番地 | H29.4.1~H30.3.31 | 第4号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者 |
| 5 | 瑞穂市PTA連合副会長 牛牧小学校PTA会長 藤田 佳正 | 瑞穂市宝江446番地1 | H29.4.1~H30.3.31 | 第4号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者 |
| 6 | 瑞穂市PTA連合会母親委員会委員長 小森 真美 | 瑞穂市森1099番地1 | H29.4.1~H30.3.31 | 第4号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者 |
| 7 | 幼稚園PTA会長 中田 麻子 | 瑞穂市 | H29.4.1~H30.3.31 | 第5号 瑞穂市立ほづみ幼稚園の保護者を代表する者 |
| 8 | 南保育・教育センター所長 棚瀬 文子 | 中保育・教育センター | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 9 | 南保育・教育センター保護者会長 中根 麻紀 | 瑞穂市古橋1437番地5 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 10 | 瑞穂市教育委員会 幼児支援課 主事問山 光 | 瑞穂市 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 11 | 瑞穂市福祉部 健康推進課 主任 舘 恵梨香 | 瑞穂市 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 12 | 果南中学校給食主任 今津 真美 | 巣南中学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 13 | 南小学校給食主任 長澤 恵理子 | 南小学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 14 | 巣南中学校学校栄養教諭 村上 直江 | 巣南中学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 15 | 本田小学校学校栄養職員 小林 佳子 | 本田小学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |
| 16 | 穂積小校学校栄養職員 加納 和嘉子 | 穂積小学校 | H29.4.1~H30.3.31 | 第6号 識見を有する者 |

議案第32号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務 委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第11号の規定に より、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年6月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

自治会長より増員の申出があり、それを適当と認め、瑞穂市社会教育推進員 設置要綱(平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号)第3条第1項の規定によ り、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

| 地区 | 自治会名 | 氏 名 | 住 所 | 任 期 | 備考 |
|----|------|-------|-----|----------------------|------|
| 穂積 | 中切 | 松野 康宏 | | H29. 6. 1~H31. 3. 31 | 新規増員 |

理由書

穂積小校区の社会教育推進員は、穂積小校区わくわく活動委員会において、 わくわく運動会、桜ウォーク、河川クリーン活動、親子わくわく活動等、多く の行事において中心となって活動しています。また、中切自治会は別紙「穂積 小校区自治会別 加入者数表」のとおり、自治会加入者数が非常に多く、地域 コミュニティの活性化のためにも社会教育事業の更なる推進の必要性を感じて います。したがって、今年度より自治会行事においても社会教育事業の推進の ため、社会教育推進員が活動に参加し活躍していただくことを考えております。

社会教育推進員は家庭をもち、仕事をされているかたのため、現状の穂積小校区における活動から更なる負担増を強いることはできず、自治会における社会教育活動の推進・充実のために年度の途中ではありますが、追加で社会教育推進員1名を推薦させていただくものであります。

自治会における社会教育事業の益々の発展のための推薦であることにご配慮 いただき、社会教育推進員への任命をよろしくお願い申し上げます。

> 平成 29 年 6 月 1日 中切自治会 自治会長 森下 美喜男

意見聴取

財産(中学校等教育用ICT機器)の取得について

中学校等教育用ICT機器購入に伴う契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成29年6月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

議案第34号

財産(中学校等教育用ICT機器)の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例(平成15年瑞穂市条例第40号)第3条の規定により、 議会の議決を求める。

記

1 財産名 中学校等教育用 I C T 機器

2 契約の方法 一般競争入札

3 納入の場所 穂積中学校 瑞穂市別府1888番地

穂積北中学校 瑞穂市本田2000番地

巣南中学校 瑞穂市古橋10番地1

牛牧小学校 瑞穂市牛牧1523番地

穂積小学校 瑞穂市穂積452番地

4 契約金額 金70,092,000円

5 契約の相手方 岐阜県大垣市船町5丁目23番地

株式会社中日AVシステム

代表取締役 神谷 正史

平成29年6月27日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

教育への興味、関心を高め効果的な学習ができるよう、小中学校のICT教育環境を確立するにあたり、電子黒板機能付液晶プロジェクター14台、電子黒板機能付液晶ディスプレイ80台その他周辺機器を購入したく、議会の議決を求めるもの。

財産(中学校等教育用ICT機器)の取得について

- 1. 開札日時 平成29年6月12日(月) 午前11時00分
- 2. 納入期限 平成29年9月30日
- 3. 入札結果(一般競争入札)

| 入札業者名 | 第1回 | 第2回 | 備考 |
|-----------------------|----------------|-----|----|
| (株) フューチャーイン 岐阜営業所 | 辞退 | | |
| 中部事務機 (株) | 85,000,000 円 | | |
| (株) ハイパーブレイン 岐阜支社 | 74, 980, 000 円 | | |
| (株) 中日AVシステム | 64, 900, 000 円 | | 落札 |
| 西日本電信電話(株) 岐阜支店 | 97, 807, 400 円 | | |
| (株) エフワン | 89, 570, 000 円 | | |
| 以上6社 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

①契約金額は、入札書記載金額の100分の8に相当する額を加算した金額である。

64,900,000 円 × 108/100 = 70,092,000 円 (落札率 70.8%)

②設計金額

91, 627, 180 \bowtie × 108/100 = 98, 957, 354 \bowtie

③予定価格

91, 627, 180 \bowtie × 108/100 = 98, 957, 354 \bowtie